

## 別表 1

### 学力基準

#### 1 入学者について

学業成績の平均が5段階評価で平均3.0以上の者（高校3年時）であること。

#### 2 在学者について

学業成績が下記の評価基準に基づき平均60点以上の者（貸付開始予定年度の前年度の成績）であること。

評価	評点
秀（S又はAA）	95点
優（A）	85点
良（B）	75点
可（C）	65点
不可（D以下）	50点

## 別表 2

### 収入基準額

世帯人員	1人	286万円
	2人	455万円
	3人	527万円
	4人	572万円
	5人	617万円
	6人	650万円
	7人	677万円
	8人以上	704万円（1人増すごとに、これに27万円を加算する。）

### 備考

野田村育英会奨学生規程第1条第1項第5号の規定で定める額とは、1年間の総収入金額から必要な経費（給与所得の場合は、別表3に掲げる算式により算出した控除額）及び別表第4に掲げる特別控除額を控除した金額をいう。

別表 3

給与所得の場合による控除額

(A)

年間収入金額	控除額
400 万円以下の場合	年間収入額×0.2+214 万円
(ただし、収入金額が 268 万円未満の控除額は収入金額と同額である。)	
400 万円を超え 781 万円以下の場合	年間収入額×0.3+174 万円
781 万円を超える場合	408 万円

(B)

年間収入金額	控除額
65 万円以下の場合	年間収入額と同額
65 万円を超え 180 万円以下の場合	年間収入額×0.4 (ただし、控除額が 65 万円未満の場合は 65 万円である。)
180 万円を超え 360 万円以下の場合	年間収入額×0.3+18 万円
360 万円を超え 660 万円以下の場合	年間収入額×0.2+54 万円
660 万円を超え 1,000 万円以下の場合	年間収入額×0.1+120 万円
1,000 万円を超え 1,500 万円以下の場合	年間収入額×0.05+170 万円
1,500 万円を超える場合	245 万円

備考

- 1 奨学金の貸付けを受ける者の生計を維持する者のうち、給与所得の年間収入金額が多い者（給与所得のある者が 1 人の場合を含む。）にあつては（A）の表、少ない者にあつては（B）の表を適用する。
- 2 控除額は、1 万円未満の端数があるときは、四捨五入する。

別表 4

特別控除額表

特別の事情		特別控除額				
A 世帯を対象とする控除	(1) 母子・父子世帯であること	99万円				
	(2) 就学者のいる世帯であること	小学校		31万円		
		中学校		46万円		
				自宅通学	自宅外通学	
		高等学校	国・公立	39万円	69万円	
			私 立	88万円	118万円	
		高等専門学校	国・公立 (1～3学年)	39万円	69万円	
			国・公立 (4～5学年 及び専攻科)	43万円	72万円	
			私 立 (1～3学年)	88万円	118万円	
			私 立 (4～5学年 及び専攻科)	87万円	116万円	
			大学（短大、 大学院含む）	国・公立	74万円	121万円
			私 立	133万円	180万円	
		専修学校 (高等課程)	国・公立	39万円	69万円	
			私 立	88万円	118万円	
		専修学校 (専門課程)	国・公立	36万円	81万円	
			私 立	102万円	147万円	
(3) 障害者のいる世帯であること	障害者1人につき 99万円					
(4) 長期療養者のいる世帯であること	療養のため経済的に特別な支出をしている年間金額					
(5) 主たる家計支持者が別居している世帯であること	別居のため特別に支出している年間金額。ただし、71万円を限度とする。					
(6) 震災、風水害、火災その他の災害又は盗難等の被害を受けた世帯であること	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があつて、将来長期にわたって、支出増又は収入減になると認められる年間金額					

特別の事情		特別控除額		
B 奨学金の貸付けを受ける者を対象とする控除	(1) 大学（短大、大学院含む）又は専修学校専門課程に進学する予定である場合	74 万円		
			自宅通学	自宅外通学
	(2) 大学（短大、大学院含む）に在学している場合	国・公立	23 万円に授業料年額を加えた額	70 万円に授業料年額を加えた額
		私 立	37 万円に授業料年額を加えた額	84 万円に授業料年額を加えた額
	(3) 専修学校の専門課程に在学している場合	国・公立	19 万円に授業料年額を加えた額	64 万円に授業料年額を加えた額
		私 立	41 万円に授業料年額を加えた額	86 万円に授業料年額を加えた額

備考

- 1 A欄の「(2)就学者のいる世帯であること」による控除は、奨学金の貸付けを受ける物を除く世帯員を対象とする。
- 2 A欄の控除については、該当する特別の事情が2以上ある場合は、これらの特別控除額を合わせて控除することができる。
- 3 B欄の「授業料年額」とは、在学している大学又は専修学校専門課程の申込時における授業料年額とする。
- 4 奨学金の申込時において、子供が2人を超える世帯については、その超える人数につき、B欄の該当する控除額に50万円を加えた額を乗じた額をさらに控除できることとする。